

別表(第11条関係)
点検・測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	日々点検	月次点検	年次点検	特別点検
受電設備 (含配電設備・二次変電室設備)	引込線 電線及び支持線	外観点検		○	○	必要な都度
		観察点検			○	
		絶縁抵抗試験			○	
	遮断器 開閉器	外観点検		○	○	必要な都度
		観察点検			○	
		絶縁抵抗試験			○	
		继電器の動作試験			○	
		继電器との結合動作試験				
		絶縁油酸価試験			随時	
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器、 電力用コンデンサ	絶縁油耐圧試験			随時	必要な都度
		内部点検			随時	
		外観点検		○	○	
	変圧器	観察点検			○	必要な都度
		絶縁抵抗試験			○	
		絶縁油透明度試験			○	
		絶縁油酸価試験			随時	
		絶縁油耐圧試験			随時	
		内部点検			随時	
	配電盤及び制御回路	外観点検		○	○	必要な都度
		観察点検			○	
		絶縁抵抗試験			○	
		继電器動作試験			○	
	接地装置	继電器との結合動作試験				
		外観点検		○	○	必要な都度
		観察点検			○	
	蓄電池	接地抵抗試験			○	必要な都度
		外観点検		○	○	
		観察点検			○	
		比重測定			随時	
		液温測定			随時	
	特高受電設備	電圧測定			随時	
		巡視点検	○			
電気使用場所の設備	電動機、電気溶接機 電熱器、その他電気機器類、照明装置、配線及び配線器具、接地装置	外観点検(使用者)		○	○	必要な都度
		観察点検			○	
		絶縁抵抗試験			○	
		接地抵抗試験			○	
		巡視点検(使用者)	○			
非常用予備発電装置	原動機関係	外観点検		○	○	必要な都度
		観察点検			○	
		起動試験		○	○	
	発電機関係	外観点検		○	○	必要な都度
		観察点検			○	
		絶縁抵抗試験			○	
		接地抵抗試験			○	
発電設備	遮断器、開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と同じ
	太陽電池及び付属装置	外観点検		○	○	必要な都度
		観察点検			○	
		絶縁抵抗試験			○	
		接地抵抗試験			○	

- (注) 1. 「外観点検」とは主として目視により点検を行うことをいう。
 2. 「観察点検」とは電気工作物を停電して行う点検をいう。
 3. 絶縁抵抗試験において、常時絶縁監視装置を設置した箇所においては監視記録で代行できる。
 4. 新設設備(設置後12年未満の屋内設置のものに限る。)は、非常用予備発電装置及び発電設備を除き、点検、測定及び試験項目について年次点検の周期を3年とする。